

高等教育の無償化に係る参考資料

平成30年12月28日

これまでの主な経緯

- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年6月14日 高等教育の負担軽減の具体的方策について（「高等教育段階の負担軽減方策に関する専門家会議」報告）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年8月～11月 高等教育の負担軽減制度に関する国と都道府県の実務的な検討・協議（計4回）
- ・平成30年10月～12月 高等教育の負担軽減方策に関する意見交換会（国と都道府県・市町村）（東京開催、地方開催 計15回）
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
（地方側） 全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他
（政府側） 内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
（地方側） 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長
（政府側） 内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣

※ 高等教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用

1. 高等教育の無償化の具体的な内容

- ・ 対象者：低所得世帯の学生（住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生）
- ・ 対象校：大学・短大・高等専門学校・専門学校
（ただし、複数の外部理事の任命、厳格な成績管理の実施などの機関要件を満たす学校とする。）
- ・ 実施時期：2020年4月

2. 高等教育の無償化に係る費用負担の基本的な考え方

① 給付型奨学金の支給（学生個人への支給）

- ・ 国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給。

② 授業料・入学金の減免（学校が実施する減免に対する機関補助）

設置者の区分・学校の種類		授業料等の減免費用の負担者・割合	
国立	大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	全額
私立	大学・短大・高専	国（所轄庁）	全額
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村 （設置者）	全額
私立	専門学校	国及び都道府県(所轄庁)	国1/2、都道府県1/2

- ・ 国公立大学等は、設置者が全額負担し、各学校に交付。
- ・ 私立大学・短大・高専は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付。
- ・ 私立専門学校は、所轄庁である都道府県が各学校に交付。その際、都道府県からの要請を踏まえ、国が今回の無償化を推進することに鑑み、国としても応分の費用を負担する観点から、国・都道府県で折半。

3. 高等教育の無償化に係る事務の着実な実施について

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、都道府県からの要請を踏まえ、

- ・ 全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、
- ・ 私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により
制度開始の2020年度までの2年間措置。

高等教育無償化に係る国と地方の財源負担（試算）について

（単位：億円）

区分	負担割合		国・地方合計		
	国	地方		うち国	うち地方
給付型奨学金	10/10	—	3,500	3,500	—
授業料減免			4,200	3,700	500
うち公立大学等	—	10/10	200	—	200
うち私立専門学校	1/2	1/2	600	300	300
合計			7,600	7,100	500

※ 支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均（約80%）まで上昇した場合の試算。

※ 端数調整のため計と内訳が一致しない。

現行の給付型奨学金制度について

給付型奨学金制度の本格実施

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度に先行実施した制度を30年度から本格的に実施。
 - ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
 - ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

<平成30年度給付型奨学金の概要>

対象	大学、短期大学、高専(4・5年)、専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦 (成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円 ※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額

予算額・対象規模

<平成30年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型	22,800人	87億円 (30年度は基金として105億円を措置)

※ 本格実施後(学年進行完成後)の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金
進学者 2万人【新規】※

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分